

江田島市告示第23号

江田島市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成26年3月13日

江田島市長 田 中 達 美

江田島市木造住宅耐震改修補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、木造住宅の耐震改修工事を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、江田島市補助金等交付規則(平成16年江田島市規則第50号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助対象住宅 市内に存する木造建築物のうち次に掲げる要件すべてに該当するものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に建築したものであること。

イ 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法により建築されたものであること。

ウ 専用又は併用住宅(住宅部分の床面積の割合が延べ面積の2分の1以上であるものに限る。)であること。

エ 地階を除く階数が3以下であること。

(2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条第2項第3号に規定する技術上の指針となるべき事項に基づき、建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士をいう。以下同じ。)が木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

(3) 耐震改修設計 耐震診断の結果に基づき、総合評価における上部構造評点が1.0未満のものについて、当該評点を1.0以上にする計画で、建築士が作成したものをいう。

(4) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づいて行う補強工事で、建築士が当該工事の監理を行うものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象住宅に居住し、かつ、市税及び市の各種徴収金を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 補助対象建築物の登記事項証明書（未登記の場合は家屋補充課税台帳又は固定資産税納税通知書）に所有者として記録されている者（法人を除く。）

(2) 前号に規定する者の相続人

2 前項の規定にかかわらず、補助対象住宅に複数の所有権又は相続権を有する者（以下「共有者等」という。）が存する場合は、当該共有者等（補助金の申請をしようとする者が共有者等の1人である場合、当該補助金の申請をしようとする者を除く。）から同意を得られない者は、補助対象者とししない。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付対象工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する耐震改修工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事とししない。

(1) 補助金の交付の決定前に着手した工事

(2) その他市長が不相当と認める工事

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

(1) 補助対象工事に係る費用（以下「補助対象工事費」という。）に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数がある

ときは、これを切り捨てた額)

(2) 60万円

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ木造住宅耐震改修補助事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 登記事項証明書その他の当該補助対象住宅の所有者等を証するもの

(2) 建築確認通知書の写しその他の当該補助対象住宅の建築年月日を証するもの

(3) 耐震診断結果報告書(建築士が作成したものに限る。)の写し

(4) 耐震改修計画書(様式第2号)

(5) 耐震改修設計に関する書類として次に掲げるもの

ア 配置図(当該補助対象住宅の外壁から当該補助対象住宅の敷地に接する道路の境界までの距離が記載されたものに限る。)

イ 平面図

ウ 耐震改修工事計画図

エ 耐震改修工事が完了した後において予測される上部構造評点の値が記載された計算書

(6) 耐震改修設計を行った建築士に関する書類として次に掲げるもの

ア 建築士の免許証の写し

イ 所属する建築士事務所との雇用関係を証する書類

ウ 所属する建築士事務所が建築士法第23条第1項の登録を受けていることを証する書類

(7) 耐震改修工事費の見積書又はその写し

(8) 耐震改修工事監理者届(様式第3号)

(9) 耐震改修工事の監理を行う建築士に関する書類として次に掲げるもの（第6号と同じ場合は省略できる。）

ア 建築士の免許証の写し

イ 所属する建築士事務所との雇用関係を証する書類

ウ 所属する建築士事務所が建築士法第23条第1項の登録を受けていることを証する書類

(10) 付近の見取図

(11) 当該補助対象住宅の外観を複数の面から撮影した写真

(12) 当該補助対象住宅の所有者等以外の者が申請する場合にあっては、耐震改修工事の実施に係る同意書

(13) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象工事費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第32条第1項第1号に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定等の通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請が第3条及び第4条に掲げる要件に適合すると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を木造住宅耐震改修補助事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をするに当たって、補助金の適正な交付を確保するために必要と認める条件を付することができる。

3 市長は、前条の規定による申請があった場合において、補助金の交付をしないことを決定したときは、木造住宅耐震改修補助事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、その理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

（耐震改修工事の着手の届出）

第8条 前条第1項の規定による決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象工事に着手したときは、遅滞なく木造住宅耐震改修補助事業着手届出書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 補助対象工事の施工及び監理に係る契約書の写し

（2） その他市長が必要と認める書類

（変更等の承認の申請）

第9条 補助事業者は、補助対象工事費その他の第6条第1項の申請書又は同項各号に掲げる書類（以下この項において「添付書類」という。）に記載した事項を変更しようとするとき（次条に規定する場合を除く。）は、あらかじめ、木造住宅耐震改修補助事業変更（中止）承認申請書（様式第7号）に、添付書類のうち当該変更に係るものその他当該変更の内容が記載された書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、木造住宅耐震改修補助事業補助金交付変更（中止）承認通知書（様式第8号）により、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 第7条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第1項及び第2項の規定は、補助事業者が補助対象工事を中止しようとする場合について準用する。

（工事監理者の変更の届出等）

第10条 補助事業者は、耐震改修工事の監理を行う者を変更したときは、遅滞なく、耐震改修工事監理者変更届（様式第9号）に第6条第1項第9号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければ

ばならない。

2 補助事業者は、当該補助事業者の住所、氏名（法人にあつては、名称又は代表者の氏名）又は電話番号に変更があつたときは、遅滞なく、書面によりその旨を市長に届け出なければならない。

（補助対象工事の遅延等の届出）

第11条 補助事業者は、補助対象工事が予定の期間内に終了しないおそれがあると認めるとき又は補助対象工事の実施が困難になつたときは、速やかに、書面によりその旨を市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助対象工事が完了した日後40日を経過する日又は補助金の交付の決定があつた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、木造住宅耐震改修補助事業実績報告書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）耐震改修工事を行った後における当該補助対象住宅の耐震性に関する報告書（建築士が作成したものに限る。）の写し

（2）工事監理報告書（様式第11号）（当該耐震改修工事の監理を行った建築士が作成したものに限る。）

（3）補助対象工事の内容が確認できるもので、着手前、工事中及び完了後の状況を撮影した写真

（4）補助対象工事費の請求書の写し又は領収書の写し

（5）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の報告書の提出があつた場合において、当該報告書及び同条各号に掲げる書類に記載された内容が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助事業者に対して交付すべき補助金の額を確定し、その旨を木造住宅耐震改修補助事業補助金額確定通知書

(様式第12号)により,当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第14条 補助事業者は,前条の規定による通知を受けたときは,木造住宅耐震改修補助事業補助金交付請求書(様式第13号)を市長に提出して,補助金の交付を請求するものとする。

(調査及び報告)

第15条 市長は,補助金の適正な交付を確保するため必要があると認めるときは,補助事業者に対し,補助対象工事の施工の状況その他補助金に関する事項について報告を求め,又は当該補助事業者の同意を得て,当該補助金に係る帳簿,書類その他の物件を調査することができる。

(交付の決定の取消し等)

第16条 市長は,補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは,補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し,又は当該決定を変更することができる。

(1) この要綱の規定又は第7条第2項の規定により付した条件(第9条第3項の規定により準用する場合を含む。)に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 正当な理由がないのに前条の規定による報告の求めに応じず,若しくは虚偽の報告をし,又は同条の同意を拒んだとき。

(4) 第7条第1項の規定による決定を受けた日前に補助対象工事の施工若しくは監理に係る契約を締結し,又は補助対象工事に着手したことが判明したとき。

(5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は,前項の規定により補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し,又は変更した場合は,木造住宅耐震改修補助事業補助金交付決定取消(変更)通知書(様式第14号)により,

その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 前項の場合において、既に交付した補助金があるときは、市長は、木造住宅耐震改修補助事業補助金返還命令書（様式第15号）により、当該補助事業者に対して当該補助金の額の全部又は一部に相当する額の返還を命ずるものとする。

（他の補助金との関係）

第17条 他の国又は県の補助金等の交付を受ける場合は、この事業の対象としない。ただし、補助金の交付対象となる工事が明確に切り分けられるときで、他の補助金等の交付を受ける部分を除く部分については、この限りでない。

（帳簿等の整備）

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る証拠書類の整理及び経理を明らかにする帳簿の作成を行い、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。